

マルヨシセンター国分寺店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年3月18日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヨシセンター国分寺店 高松市国分寺町新居1406番地
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
主要幹線道路に近接していることから、交通安全対策の徹底、交通渋滞の解消に万全を期すること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成20年8月18日（月曜日）から同年9月18日（木曜日）まで